

# 浦河町職員の給与・定員管理 などの状況を公表します



平成30年4月1日現在の浦河町職員の給与・定員管理、勤務時間などは、以下のとおりとなっています。

なお、町職員の給与・定員管理などは、地方公務員法などの規定に基づき、町議会の議決を経て条例等で定められています。

## 1 職員給与の状況

(1) 人件費 (29年度普通会計決算)					
人口 (29年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	28年度人件 費率(参考)
人	万円	万円	万円	%	%
12,471	93億8,745	2億1,835	12億3,420	13.1	13.3

(2) 職員給与費 (29年度普通会計決算)					
職員数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 B/A
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
人	万円	万円	万円	万円	万円
144	5億2,577	9,456	2億764	8億2,797	575

※職員手当には退職手当を含んでいません。  
(職員数は平成29年4月1日現在)

(3) 職員の平均給料月額		
区 分	平均年齢	平均給料月額
一般行政職	41.9歳	306,036円
技能労務職	52.9歳	358,800円

(4) 経験年数・学歴別平均給料月額				
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	249,000円	286,600円	335,233円
	高校卒	216,866円	248,466円	290,675円

(5) 初任給				
区 分		浦 河 町		国
		初任給	2年後の給与	初任給
一般行政職	大学卒	179,200円	191,100円	179,200円
	高校卒	147,100円	155,500円	147,100円
技能労務職	高校卒	147,100円	155,500円	—

(6) 特別職の報酬等			
区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	700,000円	(参考) 類似団体における、最高/最低額 810,000円 / 494,900円
	副町長	656,000円	667,900円 / 541,500円
	教育長	608,000円	-円 / -円
報 酬	議 長	255,000円	326,000円 / 199,000円
	副議長	203,000円	269,000円 / 171,000円
	議 員	175,000円	245,000円 / 160,000円
期 末 手 当	町 長	平成29年度支給割合 2.6月分	
	副町長 教育長	平成29年度支給割合 2.6月分	
議 員	議 長	平成29年度支給割合 3.45月分	
	副議長 議 員	平成29年度支給割合 3.45月分	
退 職 手 当	町 長	(算出方法) 給料×在職年数×5.126	
	副町長 教育長	給料×在職年数×3.234 給料×在職年数×2.838 任期毎に支給	

## 2 職員手当の状況 (平成29年度)

(1) 期末・勤勉手当		
内 容	国の制度との比較	
1人当たり 平均支給額	143万円	
支給月数	期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.8月分	同 じ
加算措置	・役職加算 6級15%、 5・4級10%、3級5% ・管理職加算なし	・役職加算5～20% ・管理職加算 10～25%

(2) 時間外勤務手当		
支給実績	4,025万円	
支給職員1人当たり平均支給年額	289,569円	

(3) その他の手当			
手当の名称	内容・支給単価	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	配偶者 10,000円 子 8,000円 父母等 6,500円	1,441万円	236,164円
住居手当	自家 17,000円 借家 家賃に応じて支給 (27,000円限度)	2,520万円	229,047円
通勤手当	【自家用車使用の場合】 2～5km 2,000円 5～9km 5,000円 9～15km 7,000円 15～20km 10,000円	471万円	42,456円
管理職手当	5級 34,720円 6級 36,330円	938万円	426,556円
寒冷地手当	月額8,600～22,540円 (11～3月支給)	1,203万円	78,126円

### 3 職員数の状況（平成30年4月1日現在）

(1) 部門別職員数			
部門	区分	職員数	対前年増減数
一般行政	議会	2人	0人
	総務	32人	0人
	税務	10人	△1人
	労働	2人	0人
	民生	34人	4人
	衛生	10人	△1人
	商工	5人	1人
	農林水産	14人	△1人
特別行政	教育	25人	1人
公営企業等会計	水道・下水道	15人	△1人
合計		161人	1人

(2) 再任用職員数		
常時勤務職員	短時間勤務職員	合計
5人	—	5人

(3) 級別職員数			
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	課長の職務	14人	8.7%
5級	課長、参事、課長補佐の職務	21人	13.0%
4級	課長補佐、主幹の職務	44人	27.3%
3級	係長、主査、主任の職務	41人	25.5%
2級	主事の職務	24人	14.9%
1級		17人	10.6%

(4) 年齢別職員構成													
	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	合計
職員数	2人	9人	16人	14人	13人	14人	14人	29人	17人	13人	15人	5人	161人

### 4 職員の勤務時間・休暇の状況

(1) 勤務時間				
1週間の勤務時間	勤務時間の割振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分	土曜日 日曜日

※保育所などの勤務場所では、異なる労働形態の場合があります。

(2) 年次有給休暇の取得（平成29年1月～12月）			
総付与日数	総取得日数	対象職員数	1人当たり平均使用日数
5,881日	1,310日	149人	8.8日

(3) 休暇の内容	
区分	内容
年次有給休暇	暦年ごとに20日とし、20日を越えない範囲内の残日数を繰り越すことができる
病欠休暇	負傷または疾病のため療養を要する場合、最小限必要と認められる期間
特別休暇	【忌引の休暇】親族が死亡した場合、配偶者＝10日、父母＝7日、子＝5日など 【結婚の休暇】自己＝5日、親族＝1日 【夏季休暇】7月から9月の期間内に3日 【その他】職員の出産休暇、ボランティア休暇など

### 5 職員研修の状況

区分	受講者数	研修内容等
研修所研修	42人	北海道市町村職員研修センター研修など
専門研修	2人	専門知識・技術などの習得のための研修

### 7 職員の分限及び懲戒処分の状況

年度	分限処分	懲戒処分
平成29年度	—	1

\*分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対してされる処分で、制裁的なものではありません。  
\*懲戒処分とは、職員の義務違反に対して責任を問い、秩序の維持を図るための制裁的な処分です。

### 6 公平委員会に係る業務の状況

平成29年度、勤務条件に関する措置要求、不利益処分に関する不服申立については、該当ありませんでした。

### 8 職員の福利厚生等の状況

職員の福利厚生として、健康診査などを実施。平成29年度は、職員健診（2回）と結核検診のほか、40歳以上全員と30歳代の半数を対象に総合健康診査を実施しました。